令和6年度 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における国民健康保険税及び介護保険料の減免について

改正内容:・国民健康保険税及び介護保険料減免期間を1年延長する。

- ・平成26年度までに指定が解除された旧緊急時避難準備区域、旧避難指示解除準備 区域又は特定避難勧奨地点に居住していた者については国民健康保険税額及び介護保 険料額の減免が無しとなる。
- ・平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域に居住していた上位所得層以外の者については国民健康保険税額及び介護保険料額の半額を減免する。
- ・令和5年4月2日以降に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の上位所得層については、令和6年4月分から9月分までに相当する月割り算定額を減免する。

地	地域の内容		所得区分	改正後		改正前	
域 区 分				減免割合	対象	減免割合	対象
帰還困難区域			_	全部	令和7年3月 分まで	全部	
旧避難指示区域等	1)	【平成26年度までに指定が解除された区域】 ・広野町、楢葉町の一部、南相馬市の一部、川内村の一部、田村市、特定避難勧奨地点	上位所得以外	無し		2分 の1	令和 6 年 3 月 分まで
	2	【平成27年度に指定が解除された区域】 ・楢葉町の残り全部		2分 の1	令和7年3月 分まで	全部	
	3	【平成28年度から令和3年度までに指定が解除された区域】 ・葛尾村の一部、川内村の残り全域、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部、富岡町の一部、双葉町の一部及び大熊町の一部		全部			
	4	【令和4年度及び令和5年4 月1日に指定が解除された旧 特定復興再生拠点区域					
		・葛尾村の一部、大熊町の一部、双 葉町の一部、浪江町の一部及び富 岡町の一部	上位所得層	無し			令和5年9 月分まで
	5	【令和5年4月2日以降の令和5年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域】 ・飯舘村の一部及び富岡町の一部	上位所 得層以 外	全部	令和7年3月 分まで		令和 6 年 3 月 分まで
			上位所 得層		令和6年9月 分まで		

※上位所得層 国保:世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯 介護:被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

【免除対象者】 国民健康保険税2世帯※富岡町からの避難者

介護保険料1人※浪江町からの避難者(令和6年3月末現在)

※緑色のリーフレット(厚生労働省及び復興庁で作成している「東日本大震災の被災者の皆さまへ」) は、単年度毎に国の減免に関する予算が成立し、避難指示から10年程度で減免措置が段階的に 終了することを示しているが、この資料は、今回、国の予算が成立し、改正後(R6)と改正前(R 5)の取扱いの詳細について記載したものです。